

指定申請等に係る提出書類早見表(水道法に基づく届出の区分)

提出書類 届出内容	指定申請書	機械器具調書【写真添付】	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書(原本))	定款又は寄付行為の写し	住民票	主任技術者免許証又は主任技術者証の写し	【写真添付】 事業所の位置図	指定給水装置工事事業者証 (原本)	提出期限等
	様式1	別表	様式2	様式3	様式10	様式11							
指定申請(法人)	○	○	○				○	○		○	○		
〃 (個人)	○	○	○						○	○	○		
主任技術者の選任				○						○			遅滞なく 注)1
主任技術者の解任				○									
変更等	氏名又は名称(法人)			○	○		○	○				○	変更のあった日または 廃止・休止した日から30 日以内
	氏名又は名称(個人)				○				○			○	
	法人の代表者			○	○		○	○				○	
	住所(法人)				○		○	○			○		
	住所(個人)				○				○		○		
	法人の役員氏名			○	○		○						
	事業所の名称、所在地				○						○		
	廃止						○					○	
	休止						○						
再開						○						再開日から10日以内	
有効期間満了に伴う更新	(法人)	○	○	○			○	○		○	○	○	水道事業者が指定する 受付期間内 注)2
	(個人)	○	○	○					○	○	○	○	

○ : 提出するもの。

注)1 : 指定を受けた時(指定の更新含む)は、指定の日から2週間以内、給水装置工事主任技術者が欠けるに至った時は、当該事由が発生した日から2週間以内。

注)2 : 更新時における確認事項4項目

水道事業者は、指定更新の申請時において、当該指定給水装置工事事業者が、水道法第25条の8及び水道施工規則第36条で定めた運営基準に従い、適正に給水装置工事の事業を運営できているか確認を行うことが求められる。

組織変更又は合併の場合の届出等

申請書	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人 ⇒ 法人 (法人 ⇒ 個人 も同様の取扱い)	廃止・指定申請	
	相続	相続人が事業を継続したいとき		
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社 } ⇒ 株式会社	廃止・指定申請	
		有限会社 ⇒ 株式会社		
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併 新会社C設立(新設合併)	Aは、指定事項変更届、 Bは、廃止届 A、Bともに廃止届 Cが指定申請
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併 新会社C設立(新設合併)	Aが指定申請、Bは廃止届 Bは廃止届、Cが指定申請

※ 合併による新会社設立は、新規指定申請とする。